

2013年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

公 法 (憲法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののはかは使用できない。HB・B 以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ライインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出せざることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やP H S 等の通信機器の使用は認めない。電源を切つてカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2013年度 同志社大学大学院 司法研究科
入学試験問題 法律科目試験
(憲 法)

第1問 (配点: 50点)

民法900条4号ただし書前段の憲法14条1項適合性について判示したものとして、1995年の最高裁大法廷決定（最大決平成7・7・5民集49巻7号1789頁）がある。その後、2008年の最高裁大法廷判決（最大判平成20・6・4民集62巻6号1367頁）は、国籍法3条1項が憲法14条1項に違反すると判示した。この2008年の最高裁大法廷判決の判断枠組みも念頭に置いて、民法900条4号ただし書前段の憲法14条1項適合性について検討しなさい。

第2問 (配点: 50点)

参議院議員選挙における投票価値の平等に関する判例の立場は、衆議院議員選挙における投票価値の平等に関する判例の立場と、どのような点で異なっているか説明しなさい。さらに、上で説明した参議院議員選挙における投票価値の平等に関する判例の立場の当否について、あなたの考えを述べなさい。

2013年度 同志社大学大学院司法研究科 入学試験

公 法 (行政法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HBまたはB））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののはかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。なお、ライオンマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、2枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させことがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切つてカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2013年度 同志社大学大学院 司法研究科

入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の【設例】を読み、後の間に答えなさい。

[設例]

Xの兄Aは、自己所有の土地・建物（以下「本件不動産」という。）につき、自分の経営する会社の債権者から差押えを受けるおそれがあったので、Xに無断で、Xへの所有権移転登記を行った。ほぼ4年後、Aは、自己の事業経営の不振から借金がかさんだので、その返済に充てるために本件不動産を売却することを思い立ち、Xに無断でX名義の売買契約書、登記申請書および委任状などを偽造した上で、本件不動産を第三者Bに売却した。

税務署長Yは、Bに対する反面調査も行った上で、本件不動産の登記簿の記載に基づき、Xには本件不動産の売却による譲渡所得があるとして、Xに対し課税処分（以下「本件処分」という。）をした。

しかし、実際、XはAの動きを全く知らなかっただし、これによってAから何か利益を得ていたわけでもなく、何かの間違いであろうと思い込み、本件処分を通知されてもこれを7ヶ月余り放置していた。そこでYが本件不動産につき差押処分を行ったため、Xはようやく、本件処分が無効であることを主張して訴えを提起した。これに対しY側は、「本件処分時において、Yは、AがXに無断で行った行為について知ることはできなかったのであるから、本件処分は無効ではない。」と主張した。

問 上記のY側の主張は正当か、理由を付して答えなさい。なお、上記の【設例】において、Xが行政上の不服申立てや取消訴訟によって適法に本件処分の取消しを求めることができなくなっていることには、争いの余地がない。また、解答においては、訴えの形式について触れる必要はない。（配点：50点）